

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹波町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京丹波町長

公表日

令和5年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ④国民健康保険税の納付証明書発行 ⑤口座振替処理 ⑥過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑦督促及び催告処理 ⑧滞納管理、地方税法に基づく調査 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連絡に関する事務 ⑩オンライン資格確認の業務</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険滞納ファイル、国民健康保険税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条</p> <p><オンライン資格確認に係る事務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	(1)京丹波町健康福祉部住民課【税関係以外】 (2)京丹波町総務部税務課【税関係】
②所属長の役職名	(1)住民課長 (2)税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
------------------------	--

請求先	京丹波町総務部総務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3800
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>(1)京丹波町健康福祉部住民課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3803</p> <p>(2)京丹波町総務部税務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3802</p>
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	----------	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1②事業の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①から⑧略</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①から⑧略</p> <p>⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連絡に関する事務</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	事前	国民健康保険制度改正による
平成29年4月1日	I-1③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改正による
平成29年4月1日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項</p> <p>8,80,87,88,93,97,106,109,120項</p> <p>【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号</p> <p>【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条</p> <p>【情報照会】20,25,26条</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項</p> <p>【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号</p> <p>【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20,25,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2</p> <p>【情報照会】第20,25条,25条の2,26条</p>	事後	根拠法令の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 .78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12 条の3,15,19,20,25,33条,41条の2,43,44,46,49,53 条,55条の2 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 .78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12 条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条 の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条	事後	根拠法令の追記
平成31年4月1日	I-5②所属長の役職名	(1)住民課長 長澤 誠 (2)税務課長 松山 征義	(1)住民課長 (2)税務課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更
平成31年4月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年3月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 .78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12 条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条 の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 .78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12 条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条 の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59 条の3 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条	事後	根拠法令の追記
令和2年3月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更
令和2年3月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1②事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①から⑨略 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①から⑨略 ⑩オンライン資格確認の準備業務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
	I-1③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの
	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59条の3 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の準備に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 .78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12 条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条 の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59 条の3 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 .78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12 条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条 の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59 条の3 【情報照会】第20,25条,25条の2,26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	番号法の改正による
	I-8請求先	京丹波町総務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 (電話)0771-82-3800	京丹波町総務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3800	事後	庁舎移転に伴うもの
	I-9連絡先	<p>(1)京丹波町住民課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 (電話)0771-82-3803</p> <p>(2)京丹波町税務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 (電話)0771-82-3802</p>	<p>(1)京丹波町住民課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3803</p> <p>(2)京丹波町税務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3802</p>	事後	庁舎移転に伴うもの
令和4年3月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更
令和4年3月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1②事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①から⑨略 ⑩オンライン資格確認の準備業務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①から⑨略 ⑩オンライン資格確認の業務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 	事後	オンライン資格確認に伴うもの
	I-1②事業の概要		<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事後	オンライン資格確認に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1②事業の概要		<p><オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事後	オンライン資格確認に伴う追加
	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59条の3【情報照会】第20,25条,25条の2,26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項【情報照会】42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】第1,2,3,4,5,8条,10条の2,11条の2,12条の3,15,19,20条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,41条の2,43,44,46,49,53条,55条の2,59条の3【情報照会】第20,25条,25条の2,26条</p> <p><オンライン資格確認に係る事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	オンライン資格確認に伴うもの
	I-5①部署	(1)京丹波町住民課【税関係以外】 (2)京丹波町税務課【税関係】	(1)京丹波町健康福祉部住民課【税関係以外】 (2)京丹波町総務部税務課【税関係】	事前	部制度新設によるもの
	I-8請求先	京丹波町総務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3800	京丹波町総務部総務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3800	事前	部制度新設によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-9連絡先	(1)京丹波町住民課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3803 (2)京丹波町税務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3802	(1)京丹波町健康福祉部住民課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3803 (2)京丹波町総務部税務課 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 (電話)0771-82-3802	事前	部制度新設によるもの
	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更
	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	見直しに伴う記載変更